

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部図書館地域開放について（内規）

平成 22 年 3 月 5 日制定

平成 23 年 1 月 6 日改定

平成 31 年 4 月 1 日改定

1 目的

地域住民の自己啓発のための利用に供し地域文化振興に寄与するために、園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部(以下「本学」という)の教育研究に支障のない範囲内で、園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部図書館（以下「図書館」という）を開放する。

2 対象者

- 1) 尼崎市内在住の 18 歳以上の男女
- 2) 尼崎市内在勤の 18 歳以上の男女
- 3) 尼崎市内在学の 18 歳以上の女性

3 利用手続

- 1) 利用者は、利用登録料(3,000 円)を納入し、所定の登録手続により「図書館利用者証」の交付を受けなければならない。
- 2) 「図書館利用者証」の有効期限は、発行の時日に関わらず、毎年度末(3 月 31 日)とし、年度ごとに更新することができる(更新手数料 3,000 円)。
- 3) 「図書館利用者証」を紛失したときは、申し出により再発行することができるが、再発行手数料(1,000 円)を必要とする。
- 4) 利用手続は図書館 3 階カウンターで受け付ける。

4 利用できる資料・サービス等の範囲

- 1) 本学図書館利用規程に準ずるが、一般図書の貸し出しは 5 冊以内・15 日以内とする。
- 2) 定期試験期間等の図書館繁忙期その他、状況に応じて利用を制限することがある。

5 遵守事項

利用者は、図書館職員の指示に従わなければならない。

6 弁償責任

利用者が故意または過失により、資料を損傷、紛失、汚損したときは、弁償の責任を負う。

7 利用禁止および利用制限

本学図書館規程に違反もしくは図書館職員の指示に従わない利用者に対して、図書館館長は利用の禁止または利用制限をすることができる。

8 その他

その他、図書館地域開放に関する必要な事項は、図書館館長が定める。

附 則

この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

改定内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

改定内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。